

小学校音楽教科書掲載曲の変遷にみる 文化的アイデンティティー

石井 由理

Cultural Identity Observed in the Transition of the Pieces Adopted in Primary School
Music Textbooks

ISHII Yuri

(Received July 20, 2006)

キーワード：グローバル化、文化的アイデンティティー、音楽教科書

はじめに

経済や情報を始め、文化や習慣などにおいても、グローバル化の影響は無視できなくなってきた。先日のBBCニュースでは、国際市場参入を目指す中国人企業家が、英国式テーブルマナーを学んでいる様子を放送していた。北京オリンピックによってこの現象がさらに一般の人々に広がれば、中国の食事風景も変わるかもしれない。このように、グローバルスタンダードたる欧米、特にアメリカ文化の価値基準に合わせてその他の文化が変化するというのは、「アメリカ化」「マクドナルド化」などという言葉とともに、文化のグローバル化の一つの側面としてよく指摘されることである。

しかし、文化のグローバル化は決して主流文化への画一化を意味する単純な現象ではなく、複数の異なる側面をもっている点も注目されている (Robertson, 1992; Featherstone, 1997)。その一つの側面として指摘されるのが文化のクレオール化である。ローカルな文化は、グローバルスタンダードとして入ってくる主流文化を一方的に受け入れるだけでなく、それに対してローカル文化側からも影響を与えることによって双方が混ざり、新しい文化を作り出すという考え方である。

筆者は、このように文化が混ざり合う場合、ローカル文化側の対応の違いによって、クレオール化にも違いがあるのではないかと考える。外国文化を取り入れる際に意図的な選択や統制が行われる場合と、何も行われない場合では、混ざり方も異なるだろうということである。この考えに基づき、「公式の知識としての音楽」(石井, 2004)において筆者は、主流文化を受け取る側の国家が意図的に試みる他文化と自文化の混合への介入を、日本の音楽教育を例にとって分析した。近代教育制度のもとでの音楽教育政策を検証し、第二次世界大戦後の新教育制度のもとで出版された中学校の音楽教科書掲載曲を、音楽のジャンルごとに分類し、その数の変遷をたどることで、日本という国家が自国国民が身につけるべき音楽文化としてどのような取捨選択を行っているのかを明らかにしようと試みた。

中学校の教科書を選んだ理由は二つある。一つは義務教育としてほとんどの人が影響を受けるということ。そして二つ目は、中学校は義務教育の最終段階であり、日本社会に出ていくための最低限の準備を終えるわけであるから、そこでどのような教育がなされているのかを見れば、日本の国民として身に付けておくべきものとして国家が選択した音楽文化とは何かを、見つけやすいのではないかとということである。そして分析の結果から、国家としての日本が欧米の音楽と自国のアイデンティティーの間につけてきた折り合いとして、以下のような仮説を導いた。

- 1 戦後の日本の音楽教育は「難しくなく、低俗でなく、欧米の音楽の普遍性をもち、日本の伝統音楽を継承し、人々の日常生活に根ざすこと」を方針として始まったが、実際には「難しくなく、低俗でなく、欧米の音楽の普遍性をもち」ことが残りの二つに常に優先していた。
- 2 掲載曲の主流は、欧米産の欧米の音楽から徐々に日本人作曲家が作った欧米音楽理論に基づく作品へと変わってきた。つまり作曲者の国籍に日本の音楽のアイデンティティーを求める傾向がある。
- 3 日本の伝統音楽の継承と日常生活との関連性は、少数の伝統音楽と大衆音楽の曲を教科書に加えることによって体裁を整えてきた。

本稿においては、この仮説をもとに小学校の音楽教科書の分析を試みる。上記の仮説ははたして小学校段階での音楽教育にも当てはまることなのかどうか、また、義務教育全体を通じた日本の音楽教育政策はどのようなものかといえるのかを、この分析によって明らかにしたい。

1 調査対象と方法

調査の対象と方法は、前述の「公式の知識としての音楽」における中学校の教科書分析のやり方を踏襲した。調査の対象は、中学校段階の調査の時と同様、戦後から現在まで継続して音楽教科書を出版している3社のうちの一つである、教育芸術社から出版された音楽の教科書である。学習指導要領改訂による影響を見るために、各改訂後に出された1年生から6年生までの一揃いの教科書をサンプルとして調査した。1950年検定の教科書は1年生から3年生までであるために対象からはずし、アメリカによる占領統治の影響がある1951年と1952年は、続けて対象とした。以上の方法で、1951年、52年、55年、61年、70年、79年、91年、2004年に検定を受けたそれぞれ1～6年生の教科書を選んだ。

掲載曲分類のためのジャンルも、中学校の教科書分析にならい、欧米の古典音楽、欧米の民謡・民族音楽、欧米の大衆音楽、欧米以外の民謡・民族音楽、その他の外国曲(国名・民族名不明。黒人霊歌含む。)、西洋音楽に基づく日本の作品、日本の伝統音楽、日本の大衆音楽、文部省唱歌等(絵本唱歌、新尋常小学校唱歌、戦前の教科書掲載曲等を含む)、君が代とし、これらに加えて新たに「西洋音楽に基づく欧米人以外の作曲家の作品」を設けた。不明と記述されているものや練習曲などで何の記述もないものは数にいれず、変奏曲として異なる編曲で繰り返し登場する曲は一曲と数えた。年度によって異なるジャンルになる曲、例えば「アマリリス」のようにある年度はルイ13世作とされ、他の年度ではフ

ランス民謡とされているものや、「蛍の光」のように文部省唱歌とされたりスコットランド民謡とされたりしているものは、その時の編集者の意向を尊重して、その年度の記載に当てはまるジャンルに入れた。文部省唱歌と作曲者名とが併記してある場合は、文部省唱歌に含め、作曲者の有無を註に示した。映画やテレビコマーシャルの曲は、曲の特徴自体にはばらつきがあるが、全て大衆音楽に含めた。

以上のように、できるだけ主観が入らないように配慮をしたが、中学校の教科書分析の時と同様、オーケストラの曲もコマーシャルの曲も手がける作曲家の曲を芸術的な「作品」とするか「大衆音楽」とするか、映画音楽は芸術なのか大衆音楽なのかなどの判断において、筆者の主観が入り込むことは避けられない。数字で表された調査結果ではあるが、必ずしも客観的とはいえないことを、あらかじめ述べておく。

2 教科書調査の結果

教科書調査の結果は表1～7に示す通りである。表1から表6までは、それぞれの年度の教科書にどのジャンルの曲が何曲含まれているかを、学年ごとに示している。表7はこれらをまとめて、各年度の小学校1年生から6年生までの掲載曲をジャンル別に合計したうえ、6年間全体の合計も示した。

表1 教育芸術社 音楽教科書 小学校一年生

曲の種類	検定年度							
	1951	1952	1955	1961	1970	1979	1991	2004
欧米の古典曲	0+6	1	0+5	1+8	0+7	0+5	0+6	0+2
欧米の民謡・民族音楽	2	2	1	2	4	5	6	3+1
欧米の大衆音楽					0+1			0+2
欧米以外の民謡・民族音楽								
その他の外国曲	4	4	5+1	3	5	2	2	0+1
西洋音楽に基づく日本の作品	8	16	9	21	23	18+1	17	13+1**
日本の伝統音楽	1	2		2	5+3*	1	1	1
日本の大衆音楽								
文部省唱歌等	7	12	15+1	5	5	5	4	3***
君が代	×	×	×	○	○	○	○	○
合計	22+6	37	30+7	35+8	43+11	32+6	31+6	21+7

*わらべ歌3曲1組
**ぶんぶんぶんによる
***うち2曲は作曲者名あり

表2 教育芸術社 音楽教科書 小学校二年生

曲の種類	検定年度							
	1951	1952	1955	1961	1970	1979	1991	2004
欧米の古典曲	0+6	0	0+4	0+10	0+8	0+5	0+5	1+3
欧米の民謡・民族音楽	1	0	0	2	4	4+1	6	4+2
欧米の大衆音楽							0+1	0+1
欧米以外の民謡・民族音楽								0+1
その他の外国曲	3	4	4	0	2	4	2	0
西洋音楽に基づく日本の作品	7	12	10	26	23	13	19	15+1**
日本の伝統音楽	1	1		3+1	5+3*	3	1	0+1
日本の大衆音楽								
文部省唱歌等	10	16	17	6	4	3	3	3***
君が代	×	×	×	○	○	○	○	○
合計	22+6	33	31+4	38+11	39+11	28+6	32+6	24+9

*わらべ歌3曲1組
**ぶんぶんぶんによる
***うち2曲は作曲者名あり

表3 教育芸術社 音楽教科書 小学校三年生

曲の種類	検定年度							
	1951	1952	1955	1961	1970	1979	1991	2004
欧米の古典曲	0+2	1	2+8	1+8	0+6	4+5	1+5	1+7
欧米の民謡・民族音楽		2		5	10+1	9+1	8+1	1
欧米の大衆音楽						2	1	3
欧米以外の民謡・民族音楽								
その他の外国曲	7	7	8	6	5	3	4	0
西洋音楽に基づく日本の作品	5	14	11	12	15*	8	15	16***
日本の伝統音楽				1	4+3**	1	5	2
日本の大衆音楽								
文部省唱歌等	11	13	14	8+1	4	3	3	3+1
君が代	×	×	×	○	○	○	○	○
合計	23+2	37	35+8	34+9	39+10	31+6	38+6	27+8

*うち1曲は対旋律が文部省唱歌だが、こちらでカウント

**わらべ歌3曲一緒に鑑賞

***2曲は歌詞のみ

表4 教育芸術社 音楽教科書 小学校四年生

曲の種類	検定年度							
	1951	1952	1955	1961	1970	1979	1991	2004
欧米の古典曲	0+5	0+2	3+5	3+6	5+7	3+5	4+5	2+6
欧米の民謡・民族音楽	5	9	5+1	5	7	10+1	6+1	1+1
欧米の大衆音楽							2	2
欧米以外の民謡・民族音楽						1(フィリピン)	1(西インド諸島)	1(西インド諸島)
その他の外国曲	4	7	9	9	6	1	1	
西洋音楽に基づく日本の作品	7	8	8	15	13	11	16	17+1**
日本の伝統音楽				4+1	4+1	1	1	2+2
日本の大衆音楽								1
文部省唱歌等	9*	11	11	2	2	1	2	2***
君が代	×	○	×	○	○	○	○	○
合計	25+5	36+2	36+6	39+7	38+8	29+6	34+6	29+10

*うち1曲は「春の海」だが、こちらでカウント

**17曲のうち2曲は歌詞のみ

***作曲者名あり

表5 教育芸術社 音楽教科書 小学校五年生

曲の種類	検定年度							
	1951	1952	1955	1961	1970	1979	1991	2004
欧米の古典曲	8+5	9+1	6+16	5+6	6+6	6+4	8+5	5+4
欧米の民謡・民族音楽	5	8	2	6	7	8	5	1
欧米の大衆音楽						2	1	
欧米以外の民謡・民族音楽							1(黒人霊歌)	0+2(中国、朝鮮半島)
欧米音楽に基づく欧米人以外の作品								韓国1
その他の外国曲	5	8	2	3	2	1	1	
西洋音楽に基づく日本の作品	6	11	8	17	14+3註4	10+3註6	14+4註7	14+3註8
日本の伝統音楽		1	9註1+1	2+4註3	4+10註5	1	1	1
日本の大衆音楽								2
文部省唱歌等	5	5	15註2+1	4	3	2	3	4註9
君が代	×	○	×	○	○	○	○	○
合計	29+5	43+1	42+18	38+10	37+19	31+7	35+9	29+9

註1 このうち8曲は日本のわらべ歌として1組

註2 うち1曲はフォスターの曲だが、こちらでカウント

註3 わらべ歌4曲を一緒に鑑賞

註4 滝廉太郎の3曲を一緒に鑑賞

註5 わらべ歌10曲一緒に鑑賞

註6 滝廉太郎の3曲を一緒に鑑賞

註7 滝廉太郎3曲、小山茂清1曲

註8 山田耕筰、滝廉太郎、成田為三各1曲

表6 教育芸術社 音楽教科書 小学校六年生

曲の種類	検定年度							
	1951	1952	1955	1961	1970	1979	1991	2004
欧米の古典曲	9+1	13+3	10+10	7+5	5+7	6+4	6+5	3+4
欧米の民謡・民族音楽	4	8	2+1	6+1	13	7	1	1註8+8
欧米の大衆音楽				1		1	2	2+1
欧米以外の民謡・民族音楽					2 (フィリピン、 インドネシア)			1+1註9
欧米音楽に基づく欧米人以外の作品								
その他の外国曲	4	2	1	5	1			
西洋音楽に基づく日本の作品	3	8	3	13	6+1	10+3註4	18+3註6	13+2註10
日本の伝統音楽		1	2+1	4+1註2	3+1註3	1+1註5	1+1註7	1+2註11
日本の大衆音楽								3
文部省唱歌等	5	6	17註1	6	3	5	3	3註12
君が代	×	×	×	○	○	○	○	○
合計	25+1	38+3	35+12	43+7	34+9	31+8	32+9	28+18

- 註1 「飲びの歌」「気のいいがちょう」「故郷の人々」も入る
 註2 1曲はアイヌのわらべうた、1曲は「山寺の和尚さん」を服部良一が編曲鑑賞は八橋検校
 註3 3曲のうち1曲は「山寺の和尚さん」服部良一編曲、鑑賞は八橋検校
 註4 鑑賞は山田耕筰の3曲を一緒に鑑賞
 註5 鑑賞は宮城道雄
 註6 鑑賞は山田耕筰の3曲を一緒に鑑賞
 註7 鑑賞は宮城道雄
 註8 ボリビア1曲。鑑賞はメキシコ民謡1曲の他、世界の国々の音楽として、英国、スペイン、ロシア、ハワイ、アメリカ合衆国、ボリビア、ペルー
 註9 「世界の国々の音楽」中、1曲がガーナ
 註10 山田耕筰、滝廉太郎各1曲
 註11 日本民謡と宮城道雄各1曲
 註12 うち2曲は作曲者名あり

表7 教育芸術社 小学校音楽教科書 曲の種類ごとの各年度集計

曲の種類	検定年度							
	1951	1952	1955	1961	1970	1979	1991	2004
欧米の古典曲	17+25	24+6	21+48	17+43	16+41	19+28	19+31	12+26
欧米の民謡・民族音楽	17	29	10+2	26+1	45+1	43+3	32+2	11+12
欧米の大衆音楽	0	0	0	1	0+1	5	6+1	7+4
欧米以外の民謡・民族音楽	0	0	0	0	2	1	2	2+4
欧米音楽に基づく欧米人以外の作品	0	0	0	0	0	0	0	1
その他の外国曲	27	32	29+1	26	21	11	10	0+1
西洋音楽に基づく日本の作品	36	69	49	104	94+4	70+7	99+7	88+8
日本の伝統音楽	2	5	11+2	16+7	25+21	8+1	10+1	7+5
日本の大衆音楽	0	0	0	0	0	0	0	6
文部省唱歌等	47	63	89+2	31+1	21	19	18	18+1
君が代	0	2	0	6	6	6	6	6
合計	146+25	224+6	209+55	227+52	230+68	182+39	200+41	158+61

表7の1951年から2004年までの数字を比較することによって、50年余りの間の小学校音楽教科書掲載曲の変遷をたどることができる。まず全体の掲載曲数であるが、1951年は鑑賞を含まない全体の曲数が146曲、2004年は158曲で、1960年から70年代の230曲前後だった時代を経て、戦後とほぼ同じくらいの曲数に戻っている。1960年から70年代は、学習指導要領が最も厚かった時代であり、音楽教科書がとりあげる曲数もやはり最も多かったことがわかる。教育課程政策の影響は、学指導要領の内容を減らす政策をとった後の1979年と2004年の掲載曲数が激減していることにも現れている。

次に個々のジャンル別の変遷を見てみる。まず欧米の古典曲であるが、1951年に17曲であったものが、2004年までの間に最多で24曲（1952年）、最少で12曲（2004年）となっており、他のジャンルと比較して、時代による変化が穏やかである。全曲数に占める割合も、8パーセントから11パーセントの間を上下している。鑑賞曲として掲載されている欧米古典曲は、異なる編集方針のもとに作られたと思われる1952年の6曲を例外とすると、25曲（1951年）から学習指導要領が厚かった時代の40曲代（1955年から1970年）を経て2004年には26曲となり、一貫して音楽鑑賞の中核を占めている。しかし、鑑賞曲全体に占める割合には多少変化が見られ、1951年には25曲全部、1955年から1991年までは全鑑賞曲中3分の2から4分の3が欧米古典曲であったのに対し、2004年にはこのジャンルの曲は全鑑賞曲の半分弱となった。複数の国の民謡を一度に鑑賞する場合を曲数で数えたカウントの仕方にもよるが、徐々に鑑賞の対象となる音楽ジャンルの多様化が進んでいることも事実で、2004年には鑑賞曲をもつジャンルは8ジャンルにわたり、欧米古典曲の比率は、相対的に下がっている。

学年別に見てみると、欧米の古典曲は小学校低学年では数が少なく、ほとんどの年度で0であり、小学校の後半、特に5・6年生で数が増える。欧米の古典曲は低学年には難しすぎると判断があるとともに、高学年から中学にかけて古典曲が増えることから、義務教育9年間の音楽教育の到達点の一つとされていることが考えられ、これは、「公式の知識としての音楽」（石井，2004）で筆者が述べた近代日本の音楽教育政策に沿ったものである。

次に欧米の民謡・民族音楽を見ると、1951年の17曲から1952年に29曲に急増した後、1955年には10曲に減った。その後は26曲（1961年）→45曲（1970年）→43曲（1979年）→32曲（1991年）→11曲（2004年）という変化をするが、このジャンルの曲は「その他の外国曲」と合わせて見てみる必要がある。「その他の外国曲」は、国・民族はわからないが主として欧米の曲だからである。このジャンルの曲には、主旋律だけを取り入れて歌詞は独自に日本語の歌詞をつけたものが多いが、この点は、国名がわかっている多くの民謡や民族音楽にも共通している。この2ジャンルをあわせた曲数の変遷を見ると、44曲（1951年）→61曲（1952年）→39曲（1955年）→52曲（1961年）→66曲（1970年）→54曲（1979年）→42曲（1991年）→11曲（2004年）となり、例外的な1952年をはさんだ1951年（17曲）から1955年（10曲）の欧米民謡・民族音楽の減少も、2ジャンルの合計をみれば44曲から39曲への減少と、あまり目立った変化ではなくなる。また、1961年（26曲）と1979年（43曲）の差も、2ジャンルを合わせると52曲と54曲になり、ほとんど変化はないことがわかる。

1979年の学習指導要領が薄くなった時期に、欧米民謡・民族音楽43曲、「その他の外国曲」と合わせて54曲を維持したことは興味深い。欧米古典曲も16曲から19曲へと、日本の諸ジャンルの曲が減る中で微増しており、後に述べる日本のわらべ歌ブームの後の欧米音楽への揺り戻しと考えられる。それ以降は、1991年に全体の曲数が増加している中で欧米の民謡・民族音楽は32曲に減少、2004年には全体が4分の3の数に減る中で一気に3分の1まで減少するなど、減少傾向がはっきりしている。

この減った部分に代わって登場してきたのが欧米の大衆音楽と欧米以外の民謡・民族音楽である。大衆音楽採用の方向性がはっきりしたのは1979年の5曲からで、1991年には6曲、2004年には7曲となり、鑑賞としてもそれぞれ1曲、4曲が掲載されている。欧米以外の外国の民謡・民族音楽は1970年からアジアの曲1～2曲が採用されるようになった。

アフリカの曲は、2004年の鑑賞音楽の中に、「世界の国々の音楽」として他の国の民謡とともにガーナが一曲含まれているのみで、その存在感のなさにおいて特徴的である。

以上からいえることは、全体の曲数に対して欧米の音楽が占める割合が減っていること、欧米の音楽の中での主流は依然として欧米古典音楽と民謡・民族音楽であること、少しずつではあるが外国音楽の曲の種類が欧米古典音楽と民謡・民族音楽以外に多様化してきていることである。

次に日本の音楽の各ジャンルを見てみると、そこにはいくつかの流れがある。一つ目は、1951年から1955年までの間2つの大きな柱をなしていた、西洋音楽理論によって書かれた日本人の作品と文部省唱歌等についての流れで、1961年に日本人作品が49曲から104曲に急増し、唱歌等が89曲から31曲に激減して以来、前者が他を大きく引き離して主流となっている。1955年から61年にかけての変化は、文部省唱歌等の作曲者が判明したために、作曲者のいる作品の方へジャンルを移動したこともあるが、この理由による数の変化は24曲であり、50曲を超える変化をすべて説明することはできない。西洋音楽の普遍性をもちつつ日本の音楽でもある、という条件を充たしてくれる音楽を文部省唱歌に頼った時代が終わったと考えるべきであろう。

二つ目の流れは、1955年から始まって1970年にピークを迎える、わらべ歌ブームによる「日本の伝統音楽」ジャンルの増加である。これは1959年の文部省発行の音楽指導書に書かれているように、1952年にロンドンで開かれた世界民族音楽会議において、欧米以外の地域の音楽が、音楽の多様性として認識されたことの影響である (Ishii, Shiobara & Ishii, 2005)。ハンガリーの民族音楽を基盤とした音楽教育を唱えたコダーイ・システムに習って、日本の伝統音楽を引き継ぎ、わかりやすく、日本人の日常生活から出てきた民族音楽として、日本ではわらべ歌が注目された (Ishii, Shiobara & Ishii, 2005)。日本の伝統音楽が増えた時期には、先に見た西洋音楽理論によって書かれた日本人作品と文部省唱歌は減少しており、これらが果たしてきた役割の一部を、伝統音楽が担おうとしたことになる。一時は鑑賞曲も加えて46曲にまでなった日本の伝統音楽のジャンルが、1979年に再び8曲に減るのは、わらべ歌でさえ既に一般の日本人の生活からは遠いものになっていて、身近でわかりやすい音楽足りえなかったという、わらべ歌ブームの挫折によるものである (Ishii, Shiobara & Ishii, 2005)。このような挫折にも関わらず、日本の伝統音楽の数は、ブーム前のような低水準には戻らなかった。1991年は10曲、全体の曲数が4分の3あまりになった2004年でも7曲を維持しており、国際的な流れとして各国が教育政策の中で多文化主義を採用する中、日本でも音楽の多様性を構成する要素として認識されていることを示している。

最後にあげる流れは、日本の大衆音楽の曲の増加である。1991年までは0が続いていたが、2004年になって6曲に増えた。欧米の大衆音楽の採用から遅れること30年にして、ようやく日本の大衆音楽も小学校で学ぶ音楽としての地位を得つつある。これは1980年検定の教科書に既に大衆音楽を採用した中学校と比べても遅い採用であるが、小学校で採用されたのも4年生以上の学年の教科書であることから、ジャンル自体の問題というよりは、旋律やリズムの複雑さ、歌詞の内容などが、小学校の低学年に適さなかったためだと考えられる。

3 中学校音楽教科書との比較

上記の分析を、先に挙げた中学校教科書の分析から導いた仮説と比較していく。まず、「難しくなく、低俗でなく、欧米の音楽の普遍性をもつ」ことが「日本の伝統音楽を継承し、人々の日常生活に根ざすこと」に優先していたかという点であるが、これは小学校教科書においても共通して見られる現象であった。欧米の古典音楽、民謡・民族音楽、欧米音楽理論による日本の作品、文部省唱歌等の合計の数を、欧米と日本の大衆音楽、欧米以外の外国曲、日本の伝統音楽と比べてみれば一目瞭然である。「難しくなく、低俗でなく、欧米の音楽の普遍性をもつ」という条件のうち、欧米古典音楽は最初の「難しくなく」という点において条件を充たすことが難しく、鑑賞曲として接することが中心となっている点が、1973年度検定教科書までは鑑賞以外の掲載曲においても欧米古典音楽が多数を占めた中学校の教科書とは異なる。

上記の3つ全ての条件を充たすものとして、欧米の民謡・民族音楽（外国曲を含む）、欧米音楽理論による日本の作品、文部省唱歌等の3つのジャンルが存在するが、これらの比率は時代によって変化している。1951、52年には3つのジャンルの曲数はほぼ並列であったが、アメリカによる占領統治後初めての教育課程改訂にのっとり1955年の教科書では、欧米民謡・民族音楽は減り、文部省唱歌等が増えた。その後は唱歌に替わって、欧米音楽理論に基づいて教科書のために書かれた日本人作曲家の作品が大幅に増え、現在もその状態が続いている。これは、仮説の二つ目の「掲載曲の主流は、欧米産の欧米の音楽から日本人作曲家が作った欧米理論にも続く作品へと変わってきた」ことを支持する結果である。

三つ目の仮説、「日本の伝統音楽の継承と日常生活との関連性は、少数の伝統音楽と大衆音楽の曲によって体裁を整えてきた」という点に関しては、日本の伝統音楽を継承し、人々の日常生活に根ざしつつ低俗でない音楽として、わらべ歌を音楽教育の基盤としようとする試みが1960年～70年代にあった。中学校教科書との比較で見ると、この時期の日本の伝統音楽重視の傾向は小学校の方が顕著である。中学校教科書では1961年の欧米古典音楽47曲、73年の26曲に対し、日本の伝統音楽はそれぞれ10曲ずつであるが（石井、2004）、小学校では61年の欧米古典音楽が17曲、70年では16曲だったのに対し、日本の伝統音楽は16曲と25曲である。音楽教育の導入として日本の伝統音楽から入り、次第に普遍的音楽としての欧米古典音楽へとシフトしていこうという発想が見られる。しかし、そのような試みの全盛期においてさえ、掲載された日本の伝統音楽曲の数は、欧米の音楽の普遍性をもつジャンルの音楽よりもはるかに少数であった。

わらべ歌の試みの失敗による日本の伝統音楽ジャンルの曲数の減少分を埋めるかのように、まず欧米の、ついで日本の大衆音楽が掲載されるようになってきている。掲載曲は、歌詞の内容が低俗でなく、わかりやすい旋律のものが選ばれており、また、日常に根ざすという点においては、現在の児童がよく聞く映画やテレビのテーマソングや挿入歌を選ぶことによって、条件を充たしている。

大衆音楽と伝統音楽におけるこれらの変化から言えるのは、外国の音楽と同様に日本の音楽についても、欧米の古典と民族音楽以外の分野への掲載曲の多様化が起きているということである。しかし、曲数の割合でいえばいずれのジャンルも少なく、「日本の伝統音楽の継承」と「日常に根ざした音楽」という条件に関しては、中学同様に「体裁を整える」程度にとどまっているということが出来る。

結論

以上のことから、中学校教科書の分析から得た3つの仮説は、小学校の音楽教育に関しても当てはまるといえる。そして義務教育である9年間全体を見ると、仮説は中学校の音楽教育において、よりはっきりと当てはまる。小学校においては、唱歌であれ、童謡であれ、日本人が書いた西洋音楽の普遍性をもった曲がはじめから多かったことや、日本の伝統音楽であるわらべ歌を使った試みの影響も大きかったことなど、仮説とは反対の方向性をもつ現象も見られるからである。しかし、9年間全体を見れば、少なくともわらべ歌の試みが挫折する1970年代までは、学年が上がるにつれて欧米の古典音楽の曲数が増え、中学校では日本の作品よりも曲数が多くなるという状況であり、最終目標である欧米の古典音楽とそこに至るための通過点としての日本人の作品という役割が存在する。

その後も小学校においては、文部省唱歌から戦後に書かれた日本人の作品へという変化はあったが、西洋音楽に基づく日本人の作品が中心であることに変わりはない。しかし、中学校においては、1980年に欧米の古典音楽と日本人の作品の曲数が逆転して以来、2001年にはこの2ジャンルの割合は小学校における同2ジャンルの割合と全く同じになっており、日本の音楽教育の最終地点である欧米古典音楽への通過点としての日本人作品という位置づけから、それ自体が最終的な目標としての日本人作品へと、役割が変わったことになる。

音楽教育の中心となった、日本人による欧米音楽理論に基づく作品は、中学校と同様に小学校においても、近年ますます教科書用に書き下ろされた曲が増えてきている。つまり、「西洋音楽の普遍性を持ち、低俗でなく、わかりやすい」曲を国民の音楽的アイデンティティーにすべく、教科書執筆者はこれらの条件に当てはまる曲を提供しているのであるが、一方で、大学生を対象に行ったアンケートの結果では、彼らが好んで聞く日本の音楽のほとんどは、J-popと呼ばれる大衆音楽であり、自ら購入したCDやインターネットなどが情報源となっている (Shiobara & Ishii, 2006)。アンケート分析の詳細は他の機会に譲るが、国家が国民に望む音楽的アイデンティティーと、その教育を受けて育った若者が共感し、自己表現のために選ぶ音楽的アイデンティティーの間には、大きな差が生じていることになる。

この世代が音楽教育政策を作る側になる20年後、30年後には、教科書掲載曲の中に日本の大衆音楽ジャンルが占める割合が多くなるのであろうか。そうなった時、日本の公式の知識としての音楽は、近代音楽教育が作ろうとしてきた日本の音楽的アイデンティティーの中から、「低俗でない」の部分をあきらめたことになる。音楽文化を高貴なものにすべく、国家によるプロジェクトで音楽的アイデンティティーを西洋化させた結果、人々が西洋の大衆音楽を抵抗なく受け入れ、その影響を受けた日本の大衆音楽を自分のアイデンティティーとする状況が生じた。文化の混合の過程における国家による方向性のコントロールは、グローバル化時代には益々困難になり、逆にグローバル化によって実際に起きている現象を反映しただけの教科書になっていく可能性が考えられる。

参考文献

- Featherstone, M. (1997) *Undoing culture: globalisation, postmodernism and identity*, (London, Sage).
- Ishii, Y., Shiobara, M. and Ishii, H. (2005) 'Globalisation and national identity: a reflection on the Japanese music curriculum' *Globalisation, Societies and Education*, vol.3, no.1, pp. 67-82.
- Robertson, R. (1992) *Globalisation: social theory and global culture*, (London, Sage).
- Shiobara, M. and Ishii, Y. (2006) 'University students' perceptions of terms applied to Japanese music' paper presented at International Society for Music Education 27th World Conference, Kuala Lumpur, 16-21 July 2006.
- 石井由理 (2004) 「公式の知識としての音楽」『山口大学教育学部研究論叢』第54巻、第3部、101-110頁.
- 市川都志春 (著)、市川都志春他 (編) (1950) 『一ねんせいのおんがく』教育芸術社.
- 市川都志春 (著)、市川都志春他 (編) (1950) 『二ねんせいのおんがく』教育芸術社.
- 市川都志春 (著)、市川都志春他 (編) (1950) 『三年生の音楽』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1970) 『1ねんせいのおんがく』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1970) 『2年生のおんがく』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1970) 『3年生の音楽』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1970) 『4年生の音楽』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1970) 『5年生の音楽』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1970) 『6年生の音楽』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1979) 『小学生のおんがく1』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1979) 『小学生のおんがく2』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1979) 『小学生の音楽3』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1979) 『小学生の音楽4』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1979) 『小学生の音楽5』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1979) 『小学生の音楽6』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1992) 『小学生のおんがく1』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1992) 『小学生の音楽2』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1992) 『小学生の音楽3』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1992) 『小学生の音楽4』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1992) 『小学生の音楽5』教育芸術社.
- 市川都志春他 (著) (1992) 『小学生の音楽6』教育芸術社.
- 市川都志春他 (編) (1951) 『一ねんせいのおんがく』教育芸術社.
- 市川都志春他 (編) (1951) 『二ねんせいのおんがく』教育芸術社.
- 市川都志春他 (編) (1951) 『三年生の音楽』教育芸術社.
- 市川都志春他 (編) (1951) 『四年生の音楽』教育芸術社.
- 市川都志春他 (編) (1951) 『五年生の音楽』教育芸術社.
- 市川都志春他 (編) (1951) 『六年生の音楽』教育芸術社.
- 下総皖一、城多又兵衛 (監修)、市川都志春他 (編著) (1955) 『おんがく1』教育芸術社.

- 下総皖一、城多又兵衛（監修）、市川都志春他（編著）（1955）『おんがく2』教育芸術社.
- 下総皖一、城多又兵衛（監修）、市川都志春他（編著）（1955）『おんがく3』教育芸術社.
- 下総皖一、城多又兵衛（監修）、市川都志春他（編著）（1955）『おんがく4』教育芸術社.
- 下総皖一、城多又兵衛（監修）、市川都志春他（編著）（1955）『おんがく5』教育芸術社.
- 下総皖一、城多又兵衛（監修）、市川都志春他（編著）（1955）『おんがく6』教育芸術社.
- 下総皖一、城多又兵衛（監修）、市川都志春他（著）（1961）『1ねんせいのおんがく』教育芸術社.
- 下総皖一、城多又兵衛（監修）、市川都志春他（著）（1961）『二ねんせいのおんがく』教育芸術社.
- 下総皖一、城多又兵衛（監修）、市川都志春他（編著）（1961）『三年生のおんがく』教育芸術社.
- 下総皖一、城多又兵衛（監修）、市川都志春他（編著）（1961）『四年生の音楽』教育芸術社.
- 下総皖一、城多又兵衛（監修）、市川都志春他（編著）（1961）『五年生のおんがく』教育芸術社.
- 下総皖一、城多又兵衛（監修）、市川都志春他（編著）（1961）『六年生のおんがく』教育芸術社.
- 畑中良輔他（著）（2005）『小学生のおんがく1』教育芸術社.
- 畑中良輔他（著）（2005）『小学生の音楽2』教育芸術社.
- 畑中良輔他（著）（2005）『小学生の音楽3』教育芸術社.
- 畑中良輔他（著）（2005）『小学生の音楽4』教育芸術社.
- 畑中良輔他（著）（2005）『小学生の音楽5』教育芸術社.
- 畑中良輔他（著）（2005）『小学生の音楽6』教育芸術社.
- 山田耕筰他（編）（1952）『六年生の音楽』教育芸術社.
- 山田耕筰、下総皖一（校閲）、市川都志春他（著）（1953）『一ねんせいのおんがく』教育芸術社.
- 山田耕筰、下総皖一（校閲）、市川都志春他（編）（1952）『二ねんせいのおんがく』教育芸術社.
- 山田耕筰、下総皖一（校閲）、市川都志春他（編）（1952）『三年生の音楽』教育芸術社.
- 山田耕筰、下総皖一（校閲）、市川都志春他（編）（1952）『四年生の音楽』教育芸術社.
- 山田耕筰、下総皖一（校閲）、市川都志春他（編）（1952）『五年生の音楽』教育芸術社.